

市長説明要旨

— 令和3年9月市議会定例会 —

四万十市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、9月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

【提出議案】

さて、今期定例会にお願いいたします議案は、決算認定議案で「令和2年度四万十市一般会計決算の認定について」など15件、予算議案で「令和3年度四万十市一般会計補正予算について」など6件、条例議案で「四万十市税条例の一部を改正する条例」など5件、その他の議案として「四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて」など5件で、合計31件となっています。この他に報告事項が4件あります。

提出議案の詳細については後程、副市長並びに所管の方から説明しますので、私からは6月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告いたします。

【新型コロナワクチン接種】

はじめに、新型コロナワクチン接種についてです。

新型コロナウイルスは、高知県でも感染力の強いデルタ株への置き換わりが進み、感染拡大の抑え込みが大変難しい状況となっています。また、8月における県内感染者の約9割は50歳代以下となっており、なかでも若い人の感染が増えています。

この変異型ウイルスは、若い人でも重症化する場合があります、基本的

な感染予防対策に加え、発症や重症化を予防するワクチン接種についても接種可能な多くの方に、積極的に接種していただくことで、少しでもまん延しない状況を作りたいと考えています。

4月より医療機関の協力のもと新型コロナワクチン接種を実施していますが、65歳以上の高齢者に至っては接種対象者の9割の方が接種されるなど当初想定していた見込みを上回っています。

本市では、接種対象者の81.1%にあたる24,594人を接種者数として見込んでいますが、8月末の状況としましては、1回目を接種された方が21,999人、2回目を接種された方が18,743人と接種見込数のそれぞれ、89.4%と76.2%となっています。

ワクチン接種は希望される方に行うものであり、ワクチン接種に適さない方もいます。今後は、接種可能な方のうち、接種を見合わせている、ためらっている方に対し、接種におけるメリット・デメリット等、情報を提供していくことで、接種について正しく理解し、判断いただけるよう努めていきます。

【中筋川流域における治水対策】

次に、中筋川流域における治水対策についてです。

本年は西日本を中心に記録的な大雨が続けざまに発生しており、各地で大きな被害が発生しています。

本市においても、7月15日から18日にかけての豪雨では、降り始

めからの総雨量が、中村で345.5ミリを記録し、わずか3日間で平年の7月の月降水量を超える事態となりました。また18日の雨では、西土佐江川崎で時間雨量71ミリを観測し、7月としては観測史上1位を更新しました。

この豪雨は、中筋川で観測史上第3位の水位を記録し、流域で81戸の建物が浸水した平成16年10月豪雨と同規模と推定されていますが、今回は、中筋川ダムと併せ、昨年6月より管理が開始された横瀬川ダムによる洪水調節が行われました。

この結果、中筋川ダムでは、最大流入量の約79%、横瀬川ダムでは、最大流入量の80%を貯留し、磯ノ川地点において、1.4mの水位低減効果があったと推定されています。もし、2つのダムがなければ、川からいつ水があふれてもおかしくない氾濫危険水位を超え緊急安全確保を発令する事態となっており、ダムによる洪水調節が地域の安心・安全を守るうえでいかに重要かを実感したところです。

また、相ノ沢川総合内水対策事業でも大きな進捗を見せています。

国の行う樋門工事では、既に矢板による堤防の仮締切後、開削を完了させ、樋門建設に向けた地盤改良が進められており、県の新設する放水路整備においては、楠島川からの流入部と、中筋川への放流部の2箇所接続を除き工事を完了し、現在は楠島川本川の整備が進められています。

市の排水機場整備では、機械・電気設備の製作に着手するとともに、ポンプ槽の建設についても進めているところです。また、建屋の建築

についても、入札の準備が完了するなど、国・県・市が連携して、これらの施設が一刻も早く完成されるよう鋭意取り組みを行ってまいります。

近年は地球温暖化などの影響により、豪雨災害が全国各地で頻発化、多発化しており、本市でもいつ、こういった災害に見舞われてもおかしくない状況といえます。

今後も引き続きダムの効果的な運用や、これら治水施設の整備と併せ、関係機関や市民の皆さんなど、あらゆる関係者が協働して水害を防ぐ流域治水に取り組み、本市の更なる治水安全度の向上に努めていきます。

【生活道路の交通安全に係る新たな連携施策】

次に、生活道路の交通安全に係る新たな連携施策についてです。

近年、通学路を含めた生活道路における安全対策は、大きな課題となっています。

こうした中、本年8月26日国土交通省と警察庁が地方自治体と連携した生活道路の交通安全対策の取り組みとして「ゾーン30プラス」が公表されたところであり、全国各地で様々な生活道路安全対策が進められています。

この取り組みは、30キロの区域規制、いわゆる「ゾーン30」と、運転者に減速を促すハンプ等、物理的デバイスの組み合わせにより、安全性の向上をはかるというもので、四国で4市町、高知県では本市

がこの実証実験を行うこととなりました。

現在の状況ですが、中村河川国道事務所、中村警察署と本市で協議会を組織し、中心市街地で設定しているゾーン30エリアの中から、ビッグデータを基に速度超過、急減速などが多発する「潜在的危険箇所」の抽出を行い、通学路合同点検で出された意見や沿道環境等を考慮した結果、可搬式ランプによるスムーズ横断歩道の設置場所を中村小・中学校に挟まれた市道に決定したところです。

今後の予定としては、11月頃より実証実験に着手し、その効果をはかる速度超過や急減速発生頻度などの調査を行うと同時に、エリア内住民や学校関係者らを対象としたアンケート調査も実施する予定です。

実験から得られたデータを基に、交通安全に関する課題の整理を行うとともに、協議会において具体的・効果的な対策案の議論を深め、本格運用へとつなげていきたいと考えています。

【文化複合施設整備】

次に、文化複合施設整備についてです。

文化複合施設建設工事は、条件付一般競争入札、6月市議会定例会での議決を経て、建築主体工事を「竹中工務店・サイバラ建設特定建設工事共同企業体」、電気設備工事を「四電工・井上特定建設工事共同企業体」、機械設備工事を「フソウ・中村住設特定建設工事共同企業体」、舞台設備工事を「三精テクノロジーズ株式会社」と、それぞれ

れ6月29日に工事請負契約を締結しました。

工期は、6月30日から令和5年6月30日までの予定で、8月5日には工事施工者主催による起工式が行われ、8月16日から本格的に工事に着手しました。本年度は、杭および基礎躯体工事を行い、来年度から地上躯体工事を施工する予定です。

工事期間中、周辺住民の皆さんには何かとご迷惑、ご不便をおかけしますが、安全な工事に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【四万十市過疎地域持続的発展計画】

次に、四万十市過疎地域持続的発展計画についてです。

令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、本市では引き続き旧西土佐村の区域が過疎地域の指定を受けました。

この指定の最大のメリットは、元利償還金の7割について地方交付税措置のある過疎債の発行が認められ、有利な地方債を活用した過疎対策事業が行えることです。

これまでには、過疎地域対策関連法に基づく計画を策定し、それに沿って市道や水道、ケーブルテレビといった各種整備のほか、四万十市ふるさと暮らし支援事業や総合営農指導拠点施設運営事業、ふれあいホール自主事業等のソフト事業にも過疎債を活用し、過疎地域の格差是正や自立に向けた対策を講じることにより、振興を図って

きました。

今回の新法においても、過疎債など財政上の特別措置及び税に関する特別措置を活用する場合には、当該特別措置に係る事項を計画書に定めることとされています。

地域の持続的発展に向け、ハード、ソフトの両面から現況や問題点を整理するとともに、その対策と事業をとりまとめ、引き続き有利な措置が受けられるよう令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする「四万十市過疎地域持続的発展計画」の策定を進めています。

【下水道管路情報電子化の推進】

次に、下水道管路情報電子化の推進についてです。

国土交通省では、日本下水道協会、地方自治体等と連携して、下水道台帳情報の電子化促進に向けた共通プラットフォームの構築に取り組んでおり、この度四万十市を含む共同研究体が、全国5つのモデル実証事業の事業者の一つとして採択されました。

本実証事業は、国土交通省の費用負担により本年度実施され、四万十市や他の自治体を実証フィールドとして、下水道管路情報電子台帳を導入することによる日常業務や維持管理の効率化等の検証を予定しています。

これまで本市の下水道管路台帳は紙ベースのため、問い合わせ対応時の確認に時間がかかったり、図面の棄損や紛失のおそれがありました。この実証事業により管路の施設情報だけでなく、修繕履歴

や点検結果も含め電子化されることで一元的な管理が可能となり、業務の効率化や管理運営にかかる改善・向上が図られるものと期待されます。

【学校再編】

次に、学校再編についてです。

下田中学校の再編については、先の議会でも申し上げましたとおり、保護者から学校再編の判断を委ねられていましたので、6月30日に下田地区の保護者を対象に説明会を開催し、その判断についてお伝えしました。

その判断は、子どもたちの教育環境を考えた時に、令和4年4月の学校再編が望ましいこと、ただし、現在の中学生1・2年生の生徒・保護者が望むなら、決して望ましい教育環境とは言えないが、校舎を下田小学校に移したうえで、現在の1年生が卒業するまでの間だけ、下田中学校を存続させるというものです。また、7月21日には保護者の要望に応え、意見交換会を開催したうえで、この判断を決定事項としてお伝えしました。

教育委員会においては、7月26日の臨時教育委員会にて、これまでの経緯からこの考え方を改めて確認し、下田中学校の再編方針としています。なお、この方針については、再度教育委員会から小中学校PTA役員に説明を行ったところで、今後、全保護者にもお伝えする予定です。また、地区住民の代表である各区長に対しても、説明を

行っており、今後、下田地区住民の皆さんにもお知らせをする予定と
しています。

学校再編を巡っては、関係する方々からのご意見により様々な思
いがあることは承知しておりますが、もはやこれを一つの方向に取
りまとめることはできないという保護者の意向を尊重し、そのうえ
で子どもたちの未来を考えた時に、責任ある判断が必要であるとの
思いに立ち、保護者から委ねられたことに応じて下した判断で、保護
者合意に代わるものと考えています。

学校を再編するにあたっては、方針を決定すれば終わりというも
のではなく、事前交流事業やバス運行計画の策定など、今後もスム
ーズな再編に向けて実施すべき様々な調整事項がございます。

方針決定に至る経緯等も十分に踏まえて頂いたうえで、学校再編
事業に関し、今後とも皆様のご理解、ご協力を頂きますようお願い
します。

【学力向上】

次に、児童生徒の学力の状況についてです。

各種学力調査における児童生徒の学力は、小学校・中学校ともに
ほとんどの教科で全国平均や高知県平均を超える結果となっており、
ここ数年、高く安定的な学力を維持しています。

特に、本年5月に行われた全国学力・学習状況調査の結果において
は、小学校の国語・算数、中学校の数学で全国平均を大きく超え、中

学校の国語も全国平均を超える結果となりました。全国学力・学習状況調査は、昨年度は中止となりましたが、小学校では、これまでと同様全国上位の高い学力の状況を維持しています。中学校においても、数学は本年度も上昇し、全国上位の高い学力の状況が続いています。国語については、一昨年度からやや下降したものの、全国平均を上回る結果となっています。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、臨時休校や様々な活動等に制約があったなか、それぞれの学校において、感染予防・防止対策を徹底し、校長を中心として全教職員が一丸となりチーム学校の取組を進めてきたことが、児童生徒の学びを止めることなく、確実に学力の定着につながったと考えています。また、小学校3年生から実施しております各種学力調査の結果をもとに、各学校で学力向上に向けてのP D C Aサイクルを回し、着実に取組を積み上げていることも大きな要因であると考えています。

今後も、本年度導入された一人一台端末の活用を推進し、児童生徒の夢や目標、希望する進路を実現するための確かな学力の定着と向上に向けて、取り組んでいきます。

【大学誘致】

次に、大学誘致についてです。

大学誘致は、地方創生の中でも重要施策であると捉え、中学校再編計画と並行しての取り組みとはなりましたが、これまで可能性を追

い求めてきました。10月には、学校法人により文部科学省に対し、
(仮称)京都看護大学四万十看護学部設置計画の概要等について、許
認可申請を行う前段として事前相談を行うと同時に、四万十看護学
部のPR活動を開始し、来年6月のオープンキャンパスに向け、中医学
研究所を、看護技術を学ぶための最新の教材を整備した「実習棟」
として改修する予定です。

現在、学校法人では、文部科学省への許認可申請に向けた教育課程
や教員組織の編成、また、校地校舎整備等に係る実施設計を行って
いるところです。

先に実施した、高校2年生への「入学希望調査」では、定員80人
に対し、3倍以上の受験希望回答があったと聞いていますが、選ば
れる大学となるためには、四万十看護学部ならではの魅力をアピー
ルし、他大学との差別化を図る必要があります。

四万十看護学部は、地域の健康を支える拠点「ヘルシーキャンパス」
として、地域包括ケアの推進や地方創生に資する大学として運営さ
れる予定です。そのためには、地域の応援なくして大学運営は難しい
と言われていきますので、皆様のご理解とご協力をいただきながら、
地域と大学が連携することで、大学とともに発展する四万十市とな
るよう、取り組みを進めていきます。

【健全化判断比率等】

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、

令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたのでご報告します。

まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は無く該当なし、実質公債費比率は早期健全化基準25%に対して10.1%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対して84.1%と、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、前年度と比較すると実質公債費比率は0.9ポイント、将来負担比率は29.3ポイント改善しています。

次に、公営企業会計の資金不足比率ですが、資金不足が生じているのは、病院事業会計と下水道事業会計の農業集落排水事業で、経営健全化基準20%に対して、それぞれ4.6%、23.9%となっています。農業集落排水事業においては、基準を超えていますので、「経営健全化計画」を策定しなければならないところですが、基準を超えた要因が、地方公営企業法の適用に伴う打ち切り決算によるもので、令和3年度決算では、資金不足が解消される見込みであることから、法施行令第20条に基づき計画を策定しないこととし、その旨総務大臣に報告します。

また、他の公営企業会計については資金不足が生じていませんが、一般会計からの繰出に依存している会計もありますので、今後も独立採算の原則を再認識し経営の健全化に努めていきます。

以上で、主要課題への取り組みについての報告を終わります。